

令和6年度 第5回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和6年8月9日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第14号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第15号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎	2 番 長野 和代	3 番 清住 昇
5 番 伊豆野 誠	6 番 五嶋 靖	7 番 岡本 篤幸
9 番 草場 竜一郎	10 番 本田 廣正	11 番 中村 幸信
12 番 河嶋 隆雄	13 番 緒方 寛二	14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	西村 盛一	田上 安幸	外村 和彦	
松永 博文	伊佐 浩二	坂本 導成	松野 文男	上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

4 番 松本 茂	8 番 平井 豪
----------	----------

農地利用最適化推進委員

井芹 康雄

8. 議事録署名人

5 番 伊豆野 誠
6 番 五嶋 靖

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑 一徳

事務局職員 美濃田 知也、小山 美伸、川端 励志

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

それでは定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は12名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和6年度第5回、定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。今年は猛暑といいますか暑い毎日が続いております。農作業がほとんどできないくらいの暑さですから皆さん農作業される時は水分を十分とっていただいて、くれぐれも熱中症等にはかからないように体調管理には万全を期していただきたいと思います。私も日中は暑くて仕事ができない関係で、ここ1週間くらい早朝から6時前くらいから畦畔の草刈り等を行っておりますが、それでも汗いっぱいになります。皆さんもその点は十分注意をいただきまして、熱中症にだけは注意をしていただきたいと思います。一昨年私は熱中症にかかりまして、その経験もありますので特に注意をしておりますので、これにかかると大変なことになりますので、くれぐれもお願いをしたいと思います。今日は3条関係と基盤強化法関係、議題はそう多くありませんが、その後、先日行われました地域計画の説明会を行っておりますので、皆さん方にも地域計画の内容について簡単に事務局より説明をする予定をしております。その後、今お配りしております利用状況調査の確認をやってから本日の会議は終了となりますので、時間は長くかからないと思いますので、よろしく願いをしながら冒頭の挨拶といたします。以上です。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、5番委員の伊豆野誠委員と6番委員の五嶋靖委員をお願いいたします。

4. 議 事

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは議案審議に入りたいと思います。

議案第14号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いいたします。

議案第14号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和6年8月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

2ページをお願いします。番号1番について審議したいと思います。

13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明します。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐大橋、こちらに町民センターがございまして、今回の申請地は、こちらの町民センターから北東へ約330メートルのところにございます早川字上小塚に1筆ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方になります。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。14番委員の中村委員から説明をお願いします。

14 番 14番委員の中村です。

先月の7月30日に会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字早川に1筆あります。

申請地には、ブルーベリー・柿・レモンの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。また、栽培計画されている作付け物から農地の管理等については、休日の作業で対応できると判断します。

会 長 ただいま、14番委員の中村委員から現地調査の報告。また、13番委員の緒方委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

御意見ございませんか。河嶋委員どうぞ。

12 番 単価が少し平均より安い感じですが、これはどういったことですか。

会 長 事務局わかりますか。

事務局 お答えします。農地の売買価格が安いというご質問でございますが、こちらの金額につきましては、譲渡人さんと譲受人さんの方でお互いにお話をされて決められた金額でございます。以上です。

会 長 河嶋委員よろしいですか。

ほかに何かございませんか。境委員どうぞ。

1 番 今の質問に関連して、今後、この件に関してはないと思われまうけれども、投機的な転用とか転売とかそういう形の対策は何か事務局の方でとられていますか。

会 長 事務局から。

事務局 事務局からお答えします。今、境委員の方から転用とか転売とかの可能性とか、今回はないかもしれないがということですが、今回のご申請ではなくて申請される時に必ず譲受をされる時に耕作を自分でするとか、従事日数とか、機械の所有状況とかを確認しておりまして、転売される可能性がないということで、どのように耕作をしていくかということできちんと話を伺っておりますので、転売はないと思われまう。

会 長 境委員いいですか。

2 番 作物の中にブルーベリーと果樹だったでしょう。だけど、ここ田んぼでしょう。作物が不適切だと思うんですが、水が来ない田んぼだったりするんですか。

会 長 事務局。

事務局 回答いたします。現地を確認した際もこの農地の周りに用水が通っておりまして、現況としては田です。ただ、このブルーベリーを栽培される際に農業委員さんからもご助言をいただきまして、盛土をされて、土壌改良材を混ぜて土を酸性にされると生育がいいと伺っておりまして、特にブルーベリーの栽培はできると聞いております。

2 番 わかりました。

10 番 ということは、畑にされるということですよ。田んぼを畑に転換されるということでしょう。土を入れてということでしょう。違うの。

1 番 事務局の方に畑地の方にかえた方が分かり易いんじゃないかとは言いました。

10 番 畑地にするということは、問題は土地改良区の問題がある。それを話をつけないと畑地にはできないんですよ。その辺は、その人は御存知なんですか。ただ、ここが池の水かなんか持ってきとったら土地改良区に入っていない可能性もある。

推進委員 土地改良区に入っていないんじゃないんですか。上の堤の水ですよ。

10 番 であれば土地改良区は関係ない可能性は強いですね。

会 長 あそこは入っていないよね。

13 番 入っていないです。

会 長 その点は問題ないと思われます。

ただ、さっき言うたように田だけど、ブルーベリー植えたりなんかする時に土盛りなんかして植えたいと、そういう状況をですね。そういう指導をですね。

5 番 逆に営農を辞める時ですね。続けられると思いますけれども、辞める時に盛土して畑地に転用されるか分かりませんけれども、現況、田の状態だったら返却する際に盛土を取って、田に戻して返却となりますかね。

1 番 売買ですからならないです。

会 長 ほかにないかないですか。

推進委員 ということは新規就農をされるということですよ。

事務局 はい。

推進委員 新規就農されるなら、土手の草刈りや、道側の草刈りを、してくださいと言ってほしい。全然しない人もいるので、道の方も生えたまんまになっている。だけんその辺を言うてもらおうとよかですけどね。全然しない人もいますからね。土手があるなら、土手の上の人が刈るものだから。だから、その辺も農業委員会から言うてほしい。やたら個人的に言う。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 今回の申請も、まず譲渡人の方が全く管理できなくて耕作放棄地になっているということで買ってくれないかということで御相談をされておりまして、草を刈ったりとかそういう維持もするということで購入されるということで伺っております。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。その他になにかないでしょうか。

ほかにはないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

会 長 それでは、続きまして、基盤強化法に入ります。議案第15号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」を議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、4ページをお願いいたします。

議案第15号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年8月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

5ページをお願いいたします。

甲農第689号、令和6年7月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の6ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和6年度第5回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について6年の畑が1筆の741㎡、10年の田が2筆の4,251㎡となります。

賃借権の新規については、6年の田が1筆の238㎡、10年の田が4筆の4,405㎡となります。使用貸借権の再設定については、10年の田が1筆の1,140㎡となります。使用貸借権の新規については、今回はございません。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が8筆の10,034㎡、畑が1筆の741㎡となります。その他、所有権移転についてはございません。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。以上です。

会 長 ただいま、上古閑事務局長から説明のありました総括表の数字に関しまして、一部補足がございますので、事務局より説明します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画総括表の数字について、一部補足がございますので、説明申し上げます。

今年4月から公社を介した貸借に関しまして制度が変わり、借り手の契約期間変更（配分計画の更新）の場合は県公告が必要となりました。そのため、申請番号6番の案件につきましても、今回の定例会で図らなければならないため議案書には入れていません。しかし、申請番号6番は令和元年8月27日付の町公告の際にすでに総括表の数字に入れてあり、今回の総括表に入れてしまいますと重複してしまいますので、今回の総括表の数字には含んでおりません。補足説明は以上です。

会 長 それでは、7ページをお願いします。

議案第15号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画について審議します。

番号1番・番号2番・番号3番は相手方が同一で、契約の種類も同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。9ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらが県道嘉島甲佐線でございます。こちらにネッツトヨタ、大福物流さんがございまして、申請番号1番・2番は大福物流さんから北西へ約115メートルのところに2筆隣接してございます。申請番号3番は、大福物流さんから南へ約180メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番から番号3番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆・ニラの作付けをされています。今回の申請地には米・麦・大豆の作付けをされており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。河嶋委員。

12 番 代表者はだれですか。

事務局 事務局からお答えします。代表者は本田みわ様になっております。

2 番 奥さんの方ですか。

事務局 はい、奥さんの方です。

会 長 河嶋委員よろしいですね。そのほかに何かご意見ございませんか。

他にはないようでございます。採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番・番号2番・番号3番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号4番・番号5番は相手方が同一で、契約の種類も同一なので一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに日和瀬橋、こちらに特別養護老人ホーム桜の丘がございます。申請番号4番の申請地は日和瀬橋から南へ約240メートルのところに1筆、申請番号5番の申請土地は日和瀬橋から南西へ約70メートルのところに1筆、このようにございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号4番・番号5番の相手方は、認定農業者で、主に加工用米の作付けをされています。今回の申請地にも加工用米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

5 番 確認なんですけれども、5番の土地が面積が小さいようですが、畦がないように見えるんですけれども。畦を切って▲▲さんが借りてらっしゃる、でよろしいでしょうか。

事務局 回答します。こちらが畔倒しをされておりまして、今回の申請地は西寒野の山下でございます。こちらが今、印鑑の手続き等で対応が遅くなっておりまして、今後、貸借をされる予定ということでございます。

会 長 伊豆野委員よろしいですか。そのほかになにかございますか。境委員どうぞ。

1 番 5番の対価についてお聞きします。相手方が加工用米ということで、対価は年に10キロのお米をやるということなんですけれども、これは多分うるちと思うんですけれども、これはもう自分家にあるやつ、それとも買ってから広島にやる予定。

事務局 お答えします。賃借料の対応の仕方のご質問に関しまして回答いたします。ここも確認したところ、譲渡人の方が申請人の方がどうしても現物が欲しいということだったということで、借受人の方の方は現物のお米をやる予定だということで伺っております。

1 番 別を買って。

事務局 はい。

会 長 境委員よろしいでしょうか。そのほかになにかないでしょうか。

ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号4番・番号5番については、原案のとおり承認をいたします。続きまして、番号6番について審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。11ページに申請地の地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤の部分です。こちらに緑川パーキングエリアがございまして、ここから南東へ約740メートルの府領字上川原に9筆、緑川パーキングエリアから北東へ約195メートルの府領字下川原に3筆、このように隣接してございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号6番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米の作付けをされています。今回の申請地にも米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

事務局

熊本市ではないかというご質問ですが、ご住所は熊本市なんですが、御船町で認定農業者として登録されていらっしゃる。間違いはございません。以上です。

2 番

御船町出身の方。

会 長

事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。本田委員どうぞ。

10 番

作付けは米という話だったでしょう。全部大豆が植えてあって話が違う。

会 長

事務局。

事務局

大変失礼いたしました。米と大豆でございます。

会 長

本田委員よろしいですか。そのほかになにか、境委員どうぞ。

1 番

相手方の耕作面積についてですが、甲佐町内の面積になりますかそれともこの人が作られている全部の面積になりますか。

会 長

事務局。

事務局

お答えします。この方が作られている全部の面積になります。

2 番

甲佐町内でしょ。

会 長

事務局どうぞ。

事務局

申し訳ございません。いったん確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

会 長

暫時休憩します。

休憩 午後2時4分

再開 午後2時11分

- 会 長 再開をいたします。さっきの回答からします。事務局どうぞ。
- 事務局 大変失礼いたしました。確認したところ、申し訳ございません、甲佐町のみの耕作面積でございます。
- 会 長 境委員よろしいですか。そのほかになにかございますか。河嶋委員どうぞ。
- 12 番 先程、認定農業者ということでお伺いしましたけれども、御船町に住所はなくても認定農業者はとれるんですか。
- 会 長 事務局どうぞ。
- 事務局 回答します。御船町で住所はなくても認定農業者になられていらっしゃいます。認定農業の期間も確認しておりまして、令和4年1月27日から令和9年1月26日まででいらっしゃいます。
- 12 番 それに合わせまして、要件・要項がどういった要件・要項で許可がおりていますか。
- 事務局 申し訳ございません。こちらが御船町の要項等になりますので、細かくはお調べしております。申し訳ございません。
- 会 長 本田委員どうぞ。
- 10 番 ここ、まだ名前があるんですよ、実は。府領の地権者の分が、全部大豆が植わってるんですけども、御船町役場から全部調査が来ております。調査も、立札も御船町役場からです。元々御船に住んどって、住まいがねこっちの方に、城南に変えられただけなんです。ここは、だいぶ前から大豆をうえていたんですよ。わざわざ御船から機械を持ってきた今、中干ということにしてあります。ということで、こういうのがいっぱいあります。この面積の残り分は全部府領の中にあります。
- 会 長 熊本地震の後に、奥さんの里が城南です。だからそちらの近くに家を造られたと。そういう関係になっております。
- 10 番 前から府領のね、これ以外のやつもほとんど大豆が植わっております。
- 会 長 他に何か御意見ございませんか。
- 他にはないようでございます。採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手の確認)
- 全員賛成と認めます。番号6番については、原案のとおり承認をいたします。
- それでは、本日予定しておりました議案は以上で全て終了いたしましたので、ここで一旦会議を閉じます。
- 事務局長 それでは第5回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

3 番

4 番